

研究ノート

電子監視と保護観察の在り方

甘 利 航 司

1. はじめに
2. 電子監視とは？
3. 電子監視のはじまりと当初の議論
4. 電子監視の展開
5. 電子監視の「効果」
6. 拘禁（刑）の回避？
7. 電子監視「それ自体」の問題点
8. 保護観察の在り方

1. はじめに

雑誌『研修』の2010年1月号には、検事総長による、次のようなことが載っている。「これまでの裁判員裁判の判決結果を見ると、刑の執行を猶予する判決には、原則的には全てと言ってもよいほど、保護観察が付けられているという特徴があるように思えます。…普通の国民である裁判員は、しっかりとした監督者がいるなどの特別の事情がない限り、執行猶予者には全て保護観察を付すべきだと考えているのではないかと思います。」「〔犯罪白書の特集を見る限り〕執行猶予者にはできるだけ保護観察を付けることを、再犯防止策の一つとして考えるべきことかもしれません」¹。

保護観察は、確かに、対象者に対する援助による、社会復帰を企図している。それが再犯防止につながっているとはいえる。だが、執行猶予者に保護観察をつけるべきとする議論の背後には、保護観察を監視による再犯

1 樋渡利秋「年頭にあって」研修739号（2010年）5-6頁。

防止のための手段としてとらえる考え方がある。このような考え方は、後で述べるように問題があると思われるが、再犯防止や監視を強調するのは、ありうる一つの考えである。この考えをおしすすめると、電子監視 (Electronic Monitoring) による保護観察というものが想定できる。

法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会においては、電子監視を使用した社会内処遇の可能性に言及されている²。そして、近時では、次のように積極的に述べる見解がある。すなわち「再犯防止を目的とする我が国の社会内処遇制度が一日でも早く世界標準となるためにも、諸外国で行われている社会内処遇の諸政策を積極的に採用すること」を考えるべきであり、電子監視（や社会奉仕命令）は「将来的に日本でもその採用可能性を検討する余地がある」³、と。

しかし、電子監視は、本当に導入する必要があるのだろうか。

2. 電子監視とは？

電子監視⁴とは、刑事施設に収容するかわりに、対象者が指定された時間に指定された場所にいるかどうかをモニタリングすることで、いわば「施設収容の代わり」とする制度である。例えば、夜の9時から朝の5時まで自宅にいないといけないとして、モニタリングすることによりそれを実施するのである。オーソドックスな使用方法是、在宅拘禁命令を言い渡された対象者の足首にタグと呼ばれる電波発信装置をつけさせる。そし

2 法制審議会被収容人員適正化方策に関する部会第4回会議事録（平成19年2月5日）。同議事録は法務省のホームページでみることができる。

3 藤本哲也「海外の社会内処遇の変遷について」更生保護と犯罪予防152号（2010年）26頁。

4 なお、ここでは触れないが、対象者に対しモニタリングセンターから電話（等）をかけ、対象者の声紋をコンピューターで解析することにより、本人か否かを確認することによって、対象者が当該場所にいることを確認する、音声識別 (Voice Verification) も広い意味では電子監視といえる。

て、電波発信装置が当該居住場所にある電話回線を介して、(対象者を管理している) モニタリングセンターに対象者がいるべき場所にいる (いない) という情報を送るのである。ここでは、電子監視は、対象者を刑務所に入れるかわりに、対象者の家をいわば刑務所代わりにして⁵、(刑務所ほどではないが) 自由を剥奪していることが分かる。これは、電子監視が、裁判官による刑罰として、拘禁刑の代替刑として科される際に (これを Front-Door という) 使用される場合である。

拘禁刑を科された者を刑期終了前に、拘禁を解消する際に (これを Back-Door という) 拘禁の代替として電子監視が使用される場合がある。つまり、早期釈放者 (仮釈放者) に対して使用するのである。この二つの場合は、電子監視を伴ったかたちで保護観察も実施する。

以上は、刑罰としての電子監視といってよいものであるが、その他の刑事司法の領域でも使用される⁶。まず、保釈の条件として電子監視を使用する場合がある⁷。そして、刑期終了後であるため理論的には非常に問題があるが、性犯罪者を主に想定している、満期釈放者に対する使用もある⁸。この場合は、対象者が特定の場所、例えば被害者の家等に近づく危険性が問題となる。そのため、対象者が自宅にいることのみならず、自宅外にい

5 時として電子監視が Home as Prison や Virtual Prison と (批判的に) 表現されるのは以上のような意味である。

6 以下挙げるもののほか、(日本でいうところの) 特別遵守事項としての使用も考えるが、これは、遵守事項の法的性質からは、理論的には非常に困難であろう。川崎政宏『仮釈放における遵守事項の研究・法務省研究報告書第83巻第3号』(法務総合研究所、1997年) 103-104頁。

7 川出敏裕「身柄拘束制度の在り方」ジュリスト1370号(2009年)116頁、福井厚編『未決拘禁改革の課題と展望』(日本評論社、2009年)295頁以下〔緑大輔〕、335-336頁〔白取祐司〕。

8 網野光明「自由刑終了後の犯罪者の監視」犯罪と非行153号(2007年)135頁以下、白井京「韓国における性犯罪者の再犯防止対策」外国の立法234号(2007年)200頁以下、末道康之「再犯者処遇に関するフランスの新動向」南山法学30巻2号(2007年)93頁以下。

る場所をも24時間体制で把握する必要性が出てくることから、電子監視はGPSによって行われる。

3. 電子監視のはじまりと当初の議論

電子監視の最初期の使用は、ニューメキシコ州の判事ジャック＝ラブによる。電子的な居場所の探知やセキュリティー機器に関心のあった彼は、スパイダーマンのコミックに示唆を得て、犯罪統制は犯罪者の居場所が探知できればより良いものになると考え、1980年代初頭に電子監視を有罪を言い渡された者に対し、拘禁の回避の目的で使用している⁹。

もっとも、電子監視のアイデア自体は、1960年代のシュビッツゲーベルに遡る¹⁰。

当時、医療現場での電子的な救助的リハビリシステムが開発されつつあり、これは心臓病者の心拍数や居場所を管理するものであった。それは、患者が危機的状況になったときに管理施設に情報を送るというものである。シュビッツゲーベルは、これは、その他の病状の人や精神病者や自殺傾向のある人などにも使用可能であるし、更に、このようなシステムが常時的な場所的監視というかたちで変更されることによって、拘禁されている一定の常習犯人を社会にとって安全なかたちで釈放できるのではないかと考えた。彼は、仮釈放者は、その所在が管理施設にて記録されているならば、犯罪を行う可能性が減少すると考えたのである。

9 Richard G Fox, Dr Schwitzgebel's Machine Revisited: Electronic Monitoring of Offenders, *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, Vol.20 (1987), 131. ラブは、自分のアイデアをいくつかの会社に「売り込む」ことにした。いくつかの会社に断られつつも、足首につける、たばこの箱くらいの電波発信装置をつくってもらっている。

10 シュビッツゲーベルの論考は非常に多くあるが、以下の議論は、Ralf K.Schwitzgebel, Issues in the Use of an Electronic Rehabilitation System with Chronic Recidivists, *Law and Society Review*, Vol.3 (1969), 597ff.による。

そして、電子的なシステムには、更に次のようなメリットがあるという。すなわち、アメリカでは、民主主義国家の中で最も拘禁年限が長い国である。適切に使われれば、電子的技術は、犯罪者が社会に早期に戻る権利を増大することができる。その意味では、刑務所は、もはや違法行為の抑止や社会の安全を守るために不可欠なものとはいえないかもしれない。つまり、非人間的で報復的な、意味のないものとして、刑務所は歴史的な遺物となる、と。

更に、シュビッツゲーベルは、次のように刑務所に対して厳しい批判をする。拘禁には、受刑者の更生という面での治療には効果がないのであり、そのことゆえに、受刑者は釈放後に被害者に被害を加えるかもしれない。つまり、拘禁の被害者となるのは、受刑者本人のみならず、更生されずに釈放された（元）受刑者の被害者となった「無事の市民」なのである。電子的リハビリシステムは、拘禁の必要性を減少させると同時に、犯罪者の社会復帰を促すことによって、将来の犯罪から社会を守るのである。

しかし、シュビッツゲーベルは、次のような問題も指摘している。電子的システムは、治療目的ではなく単なる監視（surveillance）として使われうる明らかな危険性がある。そして、監視にのみ重点が置かれてしまうと、対象者の人的・社会的なつながりが等閑視されてしまう。また、電子的なシステムは、共産主義者や公務員といった者達への監視にも利用される可能性があり、それは市民的自由の侵害となってしまうという点である。つまり、犯罪を減らそうとしたり、安全を確保しようとするあまり、我々の世界が実は刑務所になってしまう危険性があるのだ、と。

シュビッツゲーベルの議論は、すでに電子監視のメリット・デメリットが分かりやすいかたちで出ているといえる。つまり、電子監視を導入することにより、拘禁刑を回避し、社会復帰に資するというメリットがあるが、同時に、対象者に対する監視に特化してしまう危険性及び社会にとつ

て悪とみなされやすい者達をも監視してしまう危険性というデメリットがあるということである。

以下では、電子監視の以後の展開をみでみる。その次に、シュビッツゲーベルがいうような、対象者の社会復帰効果や拘禁（刑）の回避が果たされているかをみでみる。

4. 電子監視の展開

電子監視は、拘禁刑の回避の手段であるが、刑務所の過剰収容対策としての意味も含んで、欧米をはじめとして広がっていくこととなる。

アメリカでは、ジャック＝ラブ判事による使用の翌年の1984年に、フロリダのバームビーチで一般的な使用が始まった。その2年間で30のプログラムが行われ、約1000名が対象となった。その後、1988年までに32州で電子監視が何らかの形で実施された。特に多くの対象者を扱ったのは、ミシガン、イリノイそしてフロリダの各州である。そこでは、平均で1日あたり約3000人が対象者となった。1991年にはアメリカ全体で約1万2000人、1994年より実施数が急激に増加し、1998年には6万から7万5000人が電子監視対象者となっている¹¹。そして、2002年時点で、1日あたり約10万人がアメリカで電子監視に付されている¹²。

11 Dick Whitfield, *The Magic Bracelet*, 2001, 10f. なお、対象者数をもう少し低く出すものもある。例えば、Annesley K. Schmidt, *Electronic Monitoring, Federal Probation*, Vol.62 December (1998), 11は、1997年の電子監視対象者数を4万人以上としている。

12 Robert Lilly, *From an American Point of View*, in: Markus Mayer et al. eds., *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?*, 2002, 266. 川出敏裕「電子監視」ジュリスト1358号（2008年）116-117頁は、アメリカでの電子監視対象者を約15万人とする。ロバート＝リリィは、このような電子監視の拡大に寄与しているのは、（電子監視を導入することによってもたらされる）政治的・ビジネス的な便益の追求であるとする。Lilly, *op. cit.*, 273ff.

イギリスでは、電子監視の使用は1989年に開始され、当時は、まず、保釈の条件として使用された¹³。1995年には、試験的に3つの地域で、電子監視を付した外出禁止命令（Curfew Order）を行っている。1997年には対象地域を更に4か所増やし、1999年には全国的に外出禁止命令を言渡せるようになっていた。また、同年には早期釈放者への使用（Home Detention Curfew）が行われている¹⁴。2004年の時点で、1日あたり約1万人がイギリスで電子監視に付されている¹⁵。

その他、カナダでは1987年にバンクーバーで試験的に電子監視の使用が開始されており、オーストラリアでは1988年にノーザンテリトリーで試験的に開始されている。90年代に入って、スウェーデンでは1994年に、ベルギーは1998年に、スイスは1999年に、そしてフランスとスペインでは2000年に試験的に開始されている¹⁶。

現在、欧米では、電子監視が使用されており、むしろ使用されていない国は少数にすぎない。アジアでは、韓国、シンガポールそして台湾でも電子監視が使用されている。

そして、電子監視は拘禁刑の代替としての使用から、保釈の条件としての使用、そして満期釈放者への使用とひろがっている。

5. 電子監視の「効果」

13 George Mair, *Electronic Monitoring in England and Wales, Criminal Justice*, Vol.5 (2005), 263ffは、電子監視の導入がアメリカに倣ったものであるにもかかわらず、（アメリカと異なり）イギリスでは刑務所の深刻な過剰収容状況になかったことや（アメリカでの一般的な使用方法ではなかった）保釈の条件として導入したことを批判する。

14 Whitfield, *op.cit.*, 35ff.

15 Mike Nellis, *Electronic Monitoring and the Community Supervision of Offenders*, in: Anthony Bottoms et al.eds., *Alternatives to Prison*, 2004, 240.

16 以上の記述は、すべてWhitfield, *op.cit.*による。

シュビッツゲーベルは、電子監視には社会復帰の効果があるとした。そのような効果は、はたしてあるだろうか。

先ほど、最初の使用者たる、ジャック＝ラブ判事について触れた。ラブは、1983年に3人に（電子監視付きの）在宅拘禁命令を科した。1人目は、薬物使用者であるが、常勤の仕事と幼い子供を抱えた者であり、小切手使用にかかわる犯罪を犯したため電子監視を科された。その者は、30日の監視を問題なく経過したが、終了後の60日後に窃盗で逮捕された。そして、2人目は、財産犯を犯したことにより保護観察に付されていたが、その保護観察の条件に反したため、30日間の電子監視を言い渡された者である。彼は、監視には違反しなかったが、開始後5日目で高度の酩酊により拘禁刑を科されている。そして、3人目の者は、DUI（飲酒運転）を犯したことにより、電子監視を科されたのであるが、30日の監視を問題なく終えた（ただし、その後の情報はない）。つまり、3人のうち2人は、再び犯罪を行った（recidivated）のである¹⁷。

電子監視（を含む社会内刑罰）は、まず、試験的に実施し、うまくいったら全国的に展開する。当然、再犯防止効果を期待して実施し調査するのであり、実施主体としては、成功率を気にしつつ対象者を選別するということを行う¹⁸。しかし、2001年にイギリスの内務省（Home Office）から出された、1996年に行われた外出禁止命令（Curfew Order）についての試験調査の結果は、電子監視対象者の電子監視終了後の再犯率は2年以内で73%であるとし（ほとんどが窃盗か暴力事案である）、電子監視には再犯率を下げる効果はないとしている¹⁹。

17 William D. Burrell et al., From B.F. Skinner to Spiderman to Martha Stewart, in: Dan Phillips ed., *Probation and Parole*, 2009, 97f.

18 George F. Cole et al., *Criminal Justice in America*, 4th ed, 2005, 289が分かりやすい。

19 Darren Sugg et al., *Electronic Monitoring and Offending Behaviour*, Home Office Research Findings 141 (2001). また、Burrell et al., *op. cit.*, 101は、アメリカにおい

カナダで出された研究は、三つの地域において、電子監視を付された者の再犯率を拘禁刑や通常の保護観察を科された者の再犯率と比較したうえで、電子監視対象者の低い再犯率にもふれつつ、次のように述べている。「もし、再犯率を下げるのが重要であるならば、サンクションではなくて、対象者への処遇（treatment）が、もっとも見込みあるアプローチである。…実際に、電子監視の効果と処遇の効果を比較した研究が示したのは、処遇の方が再犯の減少を説明しているということなのである」。「そのうえ、電子監視対象者をプロベーション対象者と比べてみると、再犯率には違いがない。…それゆえ、私達は、対象者の監督に電子監視を付すことには、刑法上の再犯に全く効果がないと結論づけてもよい」²⁰。

別の論者は、拘禁に比べて電子監視による方が良い効果がでるとする。しかし、その重要なファクターは、電子監視対象者が雇用されていること（employment）だと述べる²¹。その理由として、働いている者にとっては、犯罪と関係のない生活をするに大きな利害関心がある、拘禁されうるようなリスクのあることをしてしまうと仕事を失ってしまう危険性がある、そして働いていること自体が違法的な生活を可能とさせるから、とする。この議論も、結局、電子監視それ自体には効果がないということだと思われる。

確かに、電子監視の使用によって拘禁刑を回避できる。しかし、犯罪等の反社会的行動をとる者の多くは、教育環境の問題、家族に関する問題そして経済的な問題を抱えているのである。そういった者達には、生活環境を整えることや雇用を確保するといった、社会復帰のためのサポートが必

てなされた連邦主導の調査（1997年）にふれており、そこでも電子監視に何ら再犯防止の効果がないとされている。

20 James Bonta et al., Can Electronic Monitoring Make a Difference?, *Crime & Delinquency*, Vol.46 (2000), 72.

21 Kevin E. Courtright et al., Rehabilitation in the New Machine?, *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, Vol.44 (2000), 307.

要なのであって、拘禁刑の回避だけでは解決にならないのである²²。電子監視それ自体に何ら社会復帰の効果がないのは、当然ともいえる。

6. 拘禁（刑）の回避？

シュビッツゲーベルは、電子監視の目的として拘禁（刑）の回避を挙げていた。上述のように、電子監視それ自体の果たす効果が疑わしいとしても、拘禁刑を回避できるのだから、それはやはり必要ではないかという批判がありうる。だが、拘禁刑の回避となっているかは考える必要がある。

電子監視の法的位置づけを考えてみると、（通常の）保護観察と拘禁刑との中間にあたる。そして、繰り返しになるが、拘禁刑を軽い方向に転換するために、電子監視は存する。問題は、軽い刑罰と重たい刑罰との間においた、中間的な刑罰が、量刑を軽くする方向で機能するかである。日本における窃盗罪への罰金刑の付加を例にして考えてみる²³。

もともと窃盗罪の法定刑には、懲役刑しか用意されていなかったが、2006年の刑法の部分改正で、罰金刑を科すこともできるようになった。つまり、起訴猶予と懲役刑との中間領域を設けたわけである。このことから生じる運用については、二つ考えられる。まず、一つ目は、従来では懲役刑が科せられていた者が罰金刑を科されるようになるということである。

22 電子監視の実施により対象者の再犯率を下げることに成功している国として、一般にスウェーデンが挙げられる。だが、成功要因として強調されているのは、徹底したサポートである。The Swedish National Council for Crime Prevention, *Extended Use of Electronic Tagging in Sweden*, 2007, 12ff.更に、土井政和「世界の刑事思潮から見た更生保護の将来」『更生保護の課題と展望』（日本更生保護協会、1999年）538頁も参照。欧米では、スウェーデンが電子監視実施国の模範とされているが、対象者の犯した犯罪類型（飲酒運転等の拘禁刑対象とするのが疑わしいものが多く含まれる）、処遇にあたる担当者数、そして何よりもかかっている予算額が他の国とは完全に異なっている点に注意が必要である。

23 さらに、死刑と無期懲役との間に「終身刑」を設けるという場合も以下と同様の議論となる。

もう一つ目は、従来では起訴猶予になっていた者が、罰金刑があるがゆえに起訴され、罰金刑を科されるということである。実際の結果はどちらになっているかという、後者になっているとされている²⁴。つまり、重たくする方向で機能しているのである。

ここで分かる通り、中間的な刑罰が、拘禁刑を回避するという軽い方向で機能することは期待しにくい。電子監視も同様であろう。実際上も、電子監視の導入によって、従来は拘禁刑対象者とされてなかった者も拘禁刑対象者（＝電子監視対象者）となり、電子監視を付されている²⁵。つまり、当初の目的とは異なり、ネットワイドニング（統制網の拡大）が発生しているのである。ここでは、電子監視（のような中間的な刑罰）を設けることで、刑の宣告（量刑）が、全体的に底上げされてしまっているのである²⁶。

また、電子監視による保護観察は、対象者を監視するという電子監視の性質のため、通常の保護観察に比べて厳格である。そのため、通常の保護観察に比べて違反率が高くなってしまう²⁷。そして、その違反によって、拘禁（刑）を科されてしまうこともあわせて考えると、電子監視導入によってもたらされているのは、ただの厳罰化といえる。

結局、電子監視の導入が拘禁（刑）の回避となるかは非常に疑わしいの

24 小島透「統計データから見た罰金刑等運用の実態と問題点」刑法雑誌49巻1号（2009年）22頁以下。

25 Stephen Mainprize, Electronic Monitoring in Corrections, *Canadian Journal of Criminology*, Vol.34 (1992), 164ff.; Karl F. Schumann, Widening the Net of Formal Control by Inventing Electronic Monitored Home Confinement as an Additional Punishment, in: Markus Mayer et al.eds., *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?*, 2002, 191ff.

26 拘禁刑対象者の中には、当然ではあるが、電子監視にはならず、（従来通り）拘禁を言い渡される者達がいる。更なる問題は、電子監視導入によって、そういった者達に対する拘禁刑の長さも従来より増大してしまうことである。

27 Dennis J. Palumbo et al., From Net Widening to Intermediate Sanctions, in: James M. Byrne et al. eds., *Smart Sentencing*, 1992, 237ff.

である²⁸。以上で、シュビッツゲーベルの当初の二つの目的が共に達成されていないことが判明した。

7. 電子監視「それ自体」の問題点

そもそも、電子監視は何故正当化できるのだろうか。欧米では、一般的に、電子監視が拘禁刑の緩和となるからとされている。だが、このような正当化論は、非常に疑わしい。例えば、終身刑の代替刑として、終身刑よりかは軽いが、それなりの過酷さを有する身体刑（例えば、鞭打ち刑）を考えてみる。おそらく、終身刑に賛成する立場であっても、この代替刑は受け入れられないであろう。何故ならば、過酷な身体刑が、残虐な刑罰と考えられるからである。ここで分かるように、重たい方は正当化できるが、軽い方は正当化できないということはある。つまり、「制裁 (sanction) は、それ自体の実態において正当化される必要があるのであって、単に、別の一たいていはより重たい一処罰 (punishment) との比較だけでは、正当化できない²⁹」のである。

電子監視も「それ自体」の正当性を検討する必要がある。以下では、電子監視それ自体の問題点を見てみることにする³⁰。

対象者の居場所は、常に電子監視を実施する者達によって把握されてい

28 このような議論は、当然、早期釈放者（仮釈放者）についても妥当する議論であろう。

29 Andrew von Hirsch, *Ethics of Community-Based Sanctions, Crime & Delinquency*, Vol.36 (1990), 165.

30 以下の問題点については、Amanda George, *Home as Prison*, *Law Institute Journal*, Vol.75 (2001), 21; Amanda George, *Electronic Home Detention* (unpublished).; Anita Gibbs et al., *The Electronic Ball and Chain?*, *Australian and New Zealand Journal of Criminology*, Vol.36 (2003), 1ff.; Matthias Krahl, *Der Elektronisch Überwachte Hausarrest*, *NStZ* 1997, 460f.; Sam S. Souryal, *Ethics in Criminal Justice*, 4th ed., 2007, 454ff.; Whitfield, *op.cit.*, 82ff., 105ff.

る。そうだとすると、第4修正が禁じる不合理な搜索に該当する（アメリカ）、もしくは、基本法13条が禁じる住居の不可侵性に反する（ドイツ）。

電子監視は、犯罪者の監視を刑務所で行うだけではなく、社会にまで広がって行っている。監視は対象者の家族によって行われるとともに、電子監視の実施が技術的な問題を含むことから民間企業が関与する。電子監視が刑罰として位置づけられている以上、国家以外の者（家族、民間企業）が刑罰を執行していることとなる。だが、このような刑罰の私事化・民営化が許されるか。

電子監視は、対象者の家で行われている。対象者は、拘禁刑の執行をされているという位置づけであるにもかかわらず、食費等の費用は、対象者やその家族が負担することになっている。対象者の外出が時間的に制限されていることから、食糧等の調達も、対象者の家族が行うことになる。また、対象者が電子監視の条件に違反してしまうと、対象者は拘禁刑を科されうる。そのため、対象者が自宅にいなければならない時間などを家族が常に意識しなければならない。つまり、家族がいわば「看守」のような存在となってしまうのである。場合によっては、このような家族の心理的負担ゆえに、対象者自身も心理的負担を負うこととなる。

なお、対象者は、他にもさまざまな心理的負担を負う。例えば、常時監視されていることや、行動を規制されているためである。そのことのストレスゆえに、家族ともめることも考えられる。場合によっては、対象者が家族に対して暴力等を振るってしまうことがありうるが、それが発覚してしまうと対象者が（電子監視の条件違反として）拘禁刑を科されてしまう。対象者の拘禁を避けるために、家族は沈黙を守らざるをえない。

もちろん、電子監視の実施は、対象者の同意と対象者の家族の同意が前提である。しかし、同意をしなければ、拘禁になってしまうのであり、そもそも、この「同意」は言語矛盾となっている。

以上のように電子監視には、さまざまな問題点がある。こういった問題

点を解消できなければ正当化は困難である。

8. 保護観察の在り方

電子監視について批判的な議論を展開してきた。それでも、欧米では根強く支持され続けている。その理由は次のようなものだろう。

電子監視は、まず、拘禁刑を回避できる。拘禁刑を回避するためには、一般の人たちに、対象者がそれなりの制裁を科されているということを示し、納得してもらう必要があるが、電子監視はそれを行うこともできる。そして、電子監視を実施することにより、対象者の居場所が把握できるため、処遇を確保できる。

このような理由は、それぞれ説得的ではある。本稿を締めくくるにあたり、この最後の点、つまり保護観察における処遇の確保という観点で電子監視を考えてみたい。

まず、電子監視は、日本の保護観察の法的位置づけをかえさえすれば、適用できなくはない³¹。だが、電子監視を導入するならば、おそらく多くの変化をもたらすだろう。イギリスでは、電子監視を導入する際に、保護観察官らの強い反対にあった。その反対の理由は、電子監視の実施は対象者を人ではなく「物 (object)」として扱うことになってしまい、保護観察のソーシャルワーク的な従来のやり方と完全に矛盾するからであった（拘禁刑の回避にならないからともしている）。それに対し、政府は、電子監視を保護観察官と切り離して民間企業にゆだねることとするとともに、保護観察をソーシャルワーク的なものから、社会内における制裁の執行のた

31 つまり、保護観察を刑罰化することである。いわば、「社会内処遇の社会内刑罰化」といえる。近時のそのような動きを強く後押ししているのは、柴田 恵『犯罪者の社会内処遇の探求』（成文堂、2006年）である。

めのものとしてシフトさせることとした³²。

電子監視が監視の手段であることは否定できないため、それを保護観察官が行うことが適切なのかという問題がある。だからこそ、電子監視の実施は民間企業によって行われる場合が多い。もちろん、電子監視を伴っても保護観察であることにはかわりはないから、保護観察官が関与してもよい。だが、保護観察がソーシャルワークから離れてしまっていることから、保護観察の位置づけが変わってしまっているし、更に民間企業がすでに参入しているため、民間企業でも保護観察をおこなえるということとなる。イギリスをはじめ欧米諸国において、電子監視導入とともに保護観察の領域で民営化が進んでいるのは、結局、このような理由なのだろう。このような変化を是とするのは、やはり困難だと思われる。何故ならば、処遇の確保以前に、適切に処遇をできるだけの「主体」が失われている危険性があるからである。

しかし、それでも、電子監視を導入しても適切に保護観察を実施する主体を確保できる場合もあるだろう。ところが、電子監視があることから、保護観察の在り方に問題が発生することが指摘されている。

ホイットフィールドは、次のように述べている。すなわち、電子監視を伴って保護観察の仕事をすることが困難であるとする多くの保護観察官がいる。彼らは電子監視には柔軟性がなく (inflexible)、また、対象者にとっては「プラスになるように使われるという信頼 (trust) の要素がない」。そして、対象者に対して、指定された場所にいるかないかという機械的なコントロールの期間をもたらしめている。こういったことが、電子監視がはずれた後の期間を「より困難で、多くの場合、よりリスクのあ

32 George Mair, Technology and the Future of Community Penalties, in : Anthony Bottoms et al. eds., *Community Penalties*, 2001, 170ff.; Mike Nellis, Electronic Monitoring and Social Work in England, in : Markus Mayer et al., eds., *Will Electronic Monitoring Have a Future in Europe?*, 2002, 211ff.

る」状態にしてしまうということで不満を述べているのである³³、と。

電子監視は、対象者の居場所を正確に把握できる。当然ではあるが、実施する者も対象者もそれはよく分かっている。実施する者のスタンスがどのようなものであれ、「信頼していない」というメッセージとして対象者は受け取るだろう。そして、電子監視により対象者がいるかいないかということが分かるため、対象者にとっては、いるべき場所にいなかった場合にネガティブに扱われてしまう危険性を感じる。場合によっては、そのことゆえに、支配されているということも感じるかもしれない。実施する保護観察官としても、対象者が電子監視を、そして何より電子監視によって保護観察を実施する者達をどのように受けとめているかを分かっている。だからこそ、両者の関係性が（かろうじて）確保できているのは、電子監視を実施している期間だけであり、実施する者には、対象者が電子監視実施後に再犯しないという「信頼」が成り立たない。

ホイットフィールドの議論を以上のように理解するならば、電子監視による処遇の確保というのは物理的な意味に過ぎないこととなる。確かに、処遇は常に少なからず有益である。電子監視を伴っても処遇は有益であるだろう。だが、処遇が「信頼」を前提にして行われるならば、より有益となるはずなのである。そして、処遇が単なる一方的な「施し」ではなく、対象者に対する「社会的援助」となるには、保護観察を実施する者と保護観察の対象となっている者との間に信頼関係があることが是非とも必要なのである。

日本の保護観察は伝統的に、保護観察官・保護司と対象者との間の情緒的な「信頼」によって成り立ってきた³⁴。このことには、やはり理由がある

33 Dick Whitfield, *Electronic Monitoring: Ethics, Politics and Practice*, 2007. 同ページは、2007年5月にオランダで行われた、CEP（ヨーロッパ保護観察協議会）のカンファレンスにて配布されたものである。

34 例えば、陥口基寛「保護観察官に期待する」更生保護と犯罪予防150号（2008年）4頁は、更生保護法に再犯防止が明確に規定されたとしても、やはり大切な

ものと思われる。それでも、そのような保護観察を電子監視導入によって抜本的にかえる必要があるだろうか³⁵。電子監視による保護観察は、信頼の欠如ゆえに危ういのであるが。

以上の議論に対しては、電子監視導入によっても、保護観察をごく一部だけの変更に留めることはできるという批判はありうる。しかし、電子監視の提唱者である、シュビッツゲーベル自身、部分的なものにとどまらない危険性を認識していたし³⁶、シュビッツゲーベルの論考に対するコメントを書いた論者も便利な技術の使用には歯止めがないことを批判していた³⁷。つまり、当初から拡大する危険性は意識されていたのである。そして、電子監視の有する、拘禁の回避と処遇の確保という理念自体は正当であることから、ひとたび刑事司法の領域で導入すると、拡大しつづけるだろう³⁸。現に、欧米諸国ではそうなっている。そうだとすると、時間的なインターバルを広くとると、電子監視導入は保護観察を抜本的にかえることになる。

結局、電子監視導入の可否は、保護観察はどうあるべきかという理念的な問題に立ち戻らざるを得ない³⁹。伝統的な保護観察が正しいのか否かはとりあえず措くとしても、その理念的な保護観察に電子監視が整合的に使用できるかという問題設定が必要なのである。少なくとも、「諸外国で行

のは保護観察対象者との信頼関係であるとする。

35 電子監視を実施しつつ、アルコールやドラッグの反応テストを定期的に行い、そして就労支援や学業支援を徹底的にを行い、そのために対象者の家に週数回訪問するのが、正しい保護観察であり、それを行うのがプロフェッショナルな保護観察官であると考えるのは、もちろん、論者の自由ではある。

36 興味深いことに、シュビッツゲーベルは、電子監視の使用をパロールの一部に限定しようとしていた。

37 Bernard Beck, Commentary, *Law and Society Review*, Vol.3 (1969), 612f.

38 拡大を阻止する方法としては、7. で述べた電子監視「それ自体」の正当化論をクリアーして、積極的に使用可能性を根拠づけることである。繰り返しになるが、それは非常に困難であると思われる。

39 松本勝「保護観察って、なんですか」犯罪と非行155号（2008年）175頁も参照。

研究ノート

われているから」というのは、電子監視導入の理由とはなりえない。